○福島県環境影響評価条例

平成十年十二月二十二日
福島県条例第六十四号
改正　平成一二年　三月二四日条例第　二七号
平成一二年一二月二二日条例第一九四号
平成一八年　三月二二日条例第　二〇号
平成二〇年一〇月一七日条例第　七一号
平成二四年　三月二一日条例第　二〇号
平成二四年一二月二八日条例第　七二号
令和　四年　三月二五日条例第　　九号
令和　八年一〇月一三日条例第　五七号

福島県環境影響評価条例をここに公布する。

福島県環境影響評価条例

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　技術指針（第四条）
第三章　準備書の作成前の手続
第一節　第二区分事業に係る判定（第五条）
第二節　方法書の作成等（第六条―第十一条）
第三節　環境影響評価の実施等（第十二条・第十三条）
第四章　準備書（第十四条―第二十条）
第五章　評価書
第一節　評価書の作成等（第二十一条―第二十二条の二）
第二節　評価書の補正等（第二十二条の三―第二十三条）
第六章　対象事業の内容の修正等（第二十四条―第二十七条）
第七章　評価書の公告及び縦覧後の手続（第二十八条―第三十五条）
第八章　福島県環境影響評価審査会（第三十六条―第四十条）
第九章　環境影響評価法との関係（第四十一条―第四十四条）
第十章　雑則（第四十五条―第五十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及びその事業に係る工事の着手後に適正な環境保全対策を行うことが

環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

２　この条例において「第一区分事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第三項の第二種事業で法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び法第二条第四項の対象事業を除く。）をいう。

３　この条例において「第二区分事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、第一区分事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を知事が第五条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの（法第二条第三項の第二種事業で法第四条第三項に規定する措置がとられていないもの及び法第二条第四項の対象事業を除く。）をいう。

４　この条例において「対象事業」とは、第一区分事業又は第五条第三項第一号の措置がとられた第二区分事業（同条第四項及び第二十六条第二項において準用する第五条第三項第二号の措置がとられたものを除く。）をいう。

５　この条例（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者）をいう。

（県等の責務）

第三条　県、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷

をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第二章　技術指針

第四条　知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

２　知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

３　知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、福島県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

４　知事は、技術指針を定め、又は改定するときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

（平二四条例七二・一部改正）

第三章　準備書の作成前の手続

第一節　第二区分事業に係る判定

第五条　第二区分事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第二区分事業の種類及び規模、第二区分事業が実施されるべき区域その他第二区分事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出（以下この条及び第二十六条第一項において「届出」という。）を受けたときは、当該届出に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、三十日以上の期間を指定して、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。

３　知事は、前項の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して六十日以内に、届出に係る第二区分事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第一号の措置を、おそれがないと認めるときは第二号の措置をとるものとする。

一　この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、届出をした者及び前項の市町村長に書面により通知すること。

二　この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、届出をした者及び前項の市町村長に書面により通知すること。

４　届出をした者で前項第一号の措置がとられたものがその事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第二区分事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合におい

て、前二項の規定は、当該届出について準用する。

5　第二区分事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第三項第二号（前項及び第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二区分事業を実施してはならない。

6　第二区分事業を実施しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二区分事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知しなければならない。

7　知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第二区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該通知の写しを送付するものとする。

8　第六項の規定による通知に係る第二区分事業は、当該通知の時に第三項第一号の措置がとられたものとみなす。

第二節　方法書の作成等

（方法書の作成）

第六条　事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一　事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　対象事業の目的及び内容

三　対象事業が実施されるべき区域（以下「対象事業実施区域」という。）及びその周囲の概況

四　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目）

2　相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

（方法書の送付）

第七条　事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（平二四条例七二・一部改正）

（方法書についての公告及び縦覧）

第八条　事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければな

らない。

（平二四条例七二・一部改正）

（方法書説明会の開催等）

第八条の二　事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第七条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

２　事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

３　事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

４　事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

５　事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

６　事業者は、第四項の規定により方法書説明会を開催しない場合には、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を知事に報告しなければならない。

（平二四条例七二・追加）

（方法書についての意見書の提出）

第九条　方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第八条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

２　前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（平二四条例七二・一部改正）

（方法書についての意見の概要等の送付）

第十条　事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第七条の市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し（同項の意見書の提出がなかった場合には、その旨を記載した書類。次条において「意見概要書等」という。）を送付しなければならない。

（方法書についての知事等の意見）

第十一条　知事は、意見概要書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2　前項の場合において、知事は、期間を指定して、第七条の市町村長に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3　第一項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、方法書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

4　第一項の場合において、知事は、前二項の意見を勘案するとともに、意見概要書等に記載された意見に配意するものとする。

5　知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第七条の市町村長に送付するものとする。

第三節　環境影響評価の実施等

（環境影響評価の項目等の選定）

第十二条　事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第九条第一項の規定により述べられた意見に配意して第六条第一項第四号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

（環境影響評価の実施）

第十三条　事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第四章　準備書

（準備書の作成）

第十四条　事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一　第六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　第九条第一項の規定により述べられた意見の概要

三　第十一条第一項の意見

四　前二号の意見についての事業者の見解

五　環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六　環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア　調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

イ　環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ウ　イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の

状況の把握のための措置

エ　対象事業に係る環境影響の総合的な評価

七　環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2　第六条第二項の規定は、準備書の作成について準用する。

（準備書等の送付）

第十五条　事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第七条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第九条第一項の規定により述べられた意見及び第十一条第一項の意見並びに第十三条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第七条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、準備書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（平二四条例七二・一部改正）

（準備書についての公告及び縦覧）

第十六条　事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平二四条例七二・一部改正）

（準備書説明会の開催等）

第十七条　事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2　第八条の二第二項から第六項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第二項」と、同条第六項中「第四項」とあるのは「第十七条第二項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

（平二四条例七二・一部改正）

（準備書についての意見書の提出）

第十八条　準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2　前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての意見の概要等の送付）

第十九条　事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し並びに当該意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかった場合には、その旨を記載した書類。次条において「意見概要書等」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての知事等の意見）

第二十条　知事は、意見概要書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

２　前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町村長に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

３　第一項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、準備書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

４　第一項の場合において、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。

５　第一項の場合において、知事は、第二項及び第三項の意見を勘案するとともに、意見概要書等に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

６　知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

第五章　評価書

第一節　評価書の作成等

（平一八条例二〇・節名追加）

（評価書の作成）

第二十一条　事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の規定により述べられた意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　第六条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）　同条から第二十三条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二　第六条第一項第一号又は第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第七号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）　次項、次条から第二十三条までの規定による手続を行うこと。

三　前二号に掲げるもの以外のもの　技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

２　事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（次条、第二十二条の四、第二十六条第三項及び第二十七条第一項において「評価書」という。）を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

一　第十四条第一項各号に掲げる事項

二　第十八条第一項の規定により述べられた意見の概要

三　前条第一項の意見

四　前二号の意見についての事業者の見解

（平一八条例二〇・一部改正）

（評価書等の送付）

第二十二条　事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条、第二十二条の三第三項、第二十二条の四及び第二十三条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（平一八条例二〇・一部改正）

（評価書についての知事の意見等）

第二十二条の二　知事は、前条の規定による評価書及び要約書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

２　前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、評価書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

３　第一項の場合において、知事は、意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、同項の期間内にその旨を書面により通知するものとする。

４　知事は、第一項の規定により意見を述べたとき又は前項の規定により通知を行ったときは、第一項又は前項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

（平一八条例二〇・追加）

第二節　評価書の補正等

（平一八条例二〇・節名追加）

（評価書の再検討及び補正）

第二十二条の三　事業者は、前条第一項の意見が述べられたときは、これを勘案して評価書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　第六条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規

則で定める修正に該当するものを除く。）　同条から第二十三条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

二　第六条第一項第一号、第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第七号又は第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）　評価書について所要の補正を行うこと。

三　前二号に掲げるもの以外のもの　技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2　事業者は、前項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3　事業者は、第一項第一号に該当する場合を除き、同項第二号又は前項の規定による補正後の評価書及び要約書（補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知書）を知事に送付しなければならない。

4　知事は、前項の規定による事業者からの通知を受けたときは、同項の通知書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

（平一八条例二〇・追加）

（関係市町村長への評価書等の送付）

第二十二条の四　事業者は、第二十二条の二第三項の通知を受けたとき又は前条第三項の規定による送付をしたとき若しくは通知をしたときは、速やかに、関係市町村長に評価書（同条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条、第三十一条、第三十二条及び第三十四条において同じ。）及び要約書（前条第一項第二号又は同条第二項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書を要約した書類。次条において同じ。）を送付しなければならない。

（平一八条例二〇・追加）

（評価書についての公告及び縦覧）

第二十三条　事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書、要約書、第二十二条の二第一項又は第三項の書面及び第二十二条の三第三項の通知書（同項の規定による通知書の送付を行ったときに限る。）を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平一八条例二〇・平二四条例七二・一部改正）

第六章　対象事業の内容の修正等

（氏名等の修正等）

第二十四条　事業者又は対象事業を実施している者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をしている者。以下同じ。）は、第八条の規定による公告を行ってからその対象事業に係る工事が完了する

までの間に、第六条第一項第一号に掲げる事項を修正し、又は変更した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十五条　事業者は、第八条の規定による公告を行ってから第二十三条の規定による公告を行うまでの間に、第六条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十一条第一項及び第二十二条の三第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第六条から第二十三条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の場合において、事業者は、規則で定めるところにより、修正後の事業について知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

（平一八条例二〇・一部改正）

（事業内容の修正の場合の第二区分事業に係る判定）

第二十六条　事業者は、第八条の規定による公告を行ってから第二十三条の規定による公告を行うまでの間に、第六条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第二区分事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条第一項の規定の例により届出をすることができる。

２　第五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第三項第一号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続（当該届出の時までに行ったものを除く。）」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定による届出をした者は、前項において準用する第五条第三項第二号の措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長（同号の市町村長を除く。）にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（対象事業の廃止等）

第二十七条　事業者は、第八条の規定による公告を行ってから第二十三条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一　対象事業を実施しないこととしたとき。

二　第六条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が第一区分事業又は第二区分事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

三　対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

２　前項第三号の場合において、その引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が

行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第七章　評価書の公告及び縦覧後の手続

（対象事業の実施の制限）

第二十八条　事業者は、第二十三条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第二十一条第一項、第二十二条の三第一項又は第二十五条第一項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

２　事業者又は対象事業を実施している者（以下「事業者等」という。）は、第二十三条の規定による公告を行った後に第六条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

３　第一項の規定は、第二十三条の規定による公告を行った後に第六条第一項第二号に掲げる事項を変更してその事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者等を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

４　事業者等は、第二十三条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第二項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

（平一八条例二〇・一部改正）

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第二十九条　事業者等は、第二十三条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十四条第一項第五号又は第六号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第六条から第二十三条まで又は第十二条から第二十三条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

２　事業者等は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

３　第二十四条から前条までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公告」とあるのは、「公告（次条第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（長期間未着手の場合の環境影響評価その他の手続の再実施）

第三十条　知事は、事業者が第二十三条の規定による公告（同条の規定による公告を行った後にこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告）の日から起算

して規則で定める期間を経過した日以後において対象事業に係る工事に着手しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該対象事業について、第六条から第二十三条までの規定の例による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

（許認可等への配慮等）

第三十一条　知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

２　知事は、対象事業の実施に係る許認可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等の権限を有する者に対し、当該対象事業に係る評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

（平一二条例二七・一部改正）

（事業者等の環境の保全の配慮）

第三十二条　事業者等は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその対象事業を実施するようにしなければならない。

（工事の着手等の届出）

第三十三条　事業者等は、対象事業に係る工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（報告書の送付）

第三十四条　対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をした者。以下同じ。）は、評価書に第十四条第一項第六号ウに掲げる事項を記載した場合においては、その記載されているところにより当該対象事業に係る調査を行い、規則で定めるところにより、当該調査の結果を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

（平一八条例二〇・一部改正）

（報告書についての公告及び縦覧）

第三十四条の二　対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者は、前条の規定により報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、当該報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、当該報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（平一八条例二〇・追加、平二四条例七二・一部改正）

（立入調査等）

第三十五条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業に係る工事に着手した後、対象

事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、対象事業の実施に係る区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。

2　知事は、第三十四条の規定による報告書の送付があったとき、又は前項の規定による報告を受けたとき、若しくは検査若しくは調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、その対象事業の実施により環境の保全に支障をきたすおそれがあって、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、必要な措置を講ずることを求め、その結果について報告させることができる。

3　第一項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項の規定による検査又は調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平一八条例二〇・一部改正）

第八章　福島県環境影響評価審査会

（設置）

第三十六条　環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、知事の附属機関として福島県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第三十七条　審査会は、委員十人以内で組織する。

2　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

（会長）

第三十八条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三十九条　審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を若干人置くことができる。

2　専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3　専門委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　専門委員は、再任されることができる。

（委任）

第四十条　この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第九章　環境影響評価法との関係

（審査会の意見）

第四十一条　知事は、法第三条の七第一項、法第十条第一項及び法第二十条第一項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

（平二四条例七二・一部改正）

（公聴会の開催）

第四十二条　法第二十条第一項の場合において、知事は、法第十四条第一項の環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。

（事業着手後の手続）

第四十三条　法第三十八条の二第一項に規定する事業者は、法第三十八条の三第一項（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十六条の二十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法第三十八条の二第一項に規定する報告書の公表をしたときは、当該報告書を知事及び法第十五条に規定する関係市町村長（法第三十八条の三第一項の規定により当該報告書の送付を受ける者を除く。）に送付しなければならない。

２　第三十三条及び第三十五条の規定は、法第二条第四項の対象事業について準用する。この場合において、第三十三条中「事業者等」とあるのは「法第二条第五項の事業者又は同条第四項の対象事業を実施した者（委託に係る同項の対象事業にあっては、その委託をした者）」と、第三十五条第二項中「第三十四条」とあるのは「第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

（平二四条例七二・一部改正）

（法の定めるところに従って作成された書類）

第四十四条　知事は、法の規定により環境影響評価その他の手続を行っている法第二条第五項の事業者が事業内容の修正により法第二十九条第三項又は法第三十条第一項第二号の規定による公告を行った場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。

第十章　雑則

（勧告及び公表）

第四十五条　知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一　第七条、第十五条、第二十二条、第二十二条の三第三項又は第三十四条の規定に違反して方法書、準備書、評価書、補正後の評価書若しくは報告書の送付を行わず、又は虚偽の記載をしたこれらの書類を送付した者

二　第五条第五項又は第二十八条第一項（同条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を

含む。）の規定に違反して第二区分事業又は対象事業を実施した者

三　第三十五条第一項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四　第三十五条第二項の規定により求められた必要な措置を講じない者

五　前各号に掲げる者のほか、この条例の規定（第四十三条第一項及び同条第二項において準用する第三十三条及び第三十五条の規定を除く。）に違反して環境影響評価その他の手続を行わない者

2　知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

3　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

4　知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を第五条第二項若しくは第七条の市町村長又は関係市町村長及び対象事業の実施に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。

（平一八条例二〇・平二四条例七二・一部改正）

（隣接する県の知事との協議）

第四十六条　知事は、第七条の地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれている場合において、この条例に規定する手続を行うため必要があると認めるときは、当該地域を管轄する県知事と協議するものとする。

（調査研究等）

第四十七条　県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の調査及び研究並びに環境影響評価に関する情報及び資料の収集及び提供に努めるものとする。

（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）

第四十八条　第二区分事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項の市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第二区分事業に係る施設が同条第五項の都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第十五条第一項の県（以下「県」という。）である場合には、第五条の規定により行うべき手続は、規則で定めるところにより、県が当該第二区分事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2　第二区分事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第二区分事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第十五条第一項の市町村（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「市町村等」という。）である場合には、第五条の規定により行うべき手続は、当該市町村等が当該第二区分事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。

3　前項の場合において、その市町村等がその手続を行うものとした旨を第二区分事業を実施しようとする者に通知したときは、当該第二区分事業を実施しようとする者がその通知を受けたときから、規則で定めるところにより、当該市町村等が当該手続を行うものとする。

4　対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が県である場合には、第六条から第二十七条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして行うものとする。

5　対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が市町村等である場合には、第六条から第二十七条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該市町村等が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして行うことができる。

6　前項の場合において、その市町村等がその手続を行うものとした旨を事業者に通知したときは、当該事業者がその通知を受けたときから、規則で定めるところにより、当該市町村等が当該手続を行うものとする。

（平一二条例二七・平一二条例一九四・一部改正）

（適用除外）

第四十九条　第四条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業又は同法第八十八条第二項の事業

二　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四　前三号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業

（令八条例五七・一部改正）

（委任）

第五十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章、第八章及び附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（平成一一年規則第六八号で平成一一年六月一二日から施行）

（経過措置）

2　この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業（新たに第二区分事業となる事業のうち第五条第三項第一号の措置がとられたものを含む。）について、福島県環境影響評価要綱（平成三年福島県告示第五百八号。以下「要綱」という。）の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

一　要綱第六条第一項の環境影響評価準備書であって要綱第九条の規定による公告及び縦覧並びに要綱第十条の規定による周知のための措置の手続を経たもの　第十六条及び第十七条の手続を経た準備書

二　要綱第十二条の規定により提出された書面　第十九条の手続を経た同条の書類

三　要綱第十三条の規定により述べられた知事の意見が記載された書面　第二十条第一項の書面

四　要綱第十四条の環境影響評価書であって要綱第十五条の規定による公告の手続を経たもの　第二十三条の規定による公告の手続を経た評価書

3　第一区分事業又は第二区分事業であって次に掲げるもの（第一号から第三号までに掲げるものにあっては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第四条から第四十八条までの規定は、適用しない。

一　施行日前に許可、認可その他の規則で定める行為が行われた事業

二　施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第一号の補助金若しくは同項第二号の負担金又は県が交付する補助金の交付の決定を受けた事業

三　前二号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第十七条第一項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業

四　前三号に掲げるもののほか、施行日から起算して六月を経過する日までに実施される事業

4　前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により第一区分事業又は第二区分事業として実施されるものについては、第四条から第四十八条までの規定は、適用しない。

5　知事は、法附則第五条第四項の規定により法第十条第一項の規定の例により意見を述べる場合において、必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

（東日本大震災からの復興に資する事業についての適用除外）

6　当分の間、第四条から第四十八条までの規定は、第四十九条各号に掲げる事業のほか、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十六条第一項に規定する復興整備計画に記載された事業その他の国、県、市町村その他知事が定める団体が行う東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以

下同じ。）からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一　別表第三号に掲げる事業（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道の建設及び改良の事業に限る。）

二　別表第八号に掲げる事業

三　別表第十三号に掲げる事業

四　前三号に掲げるもののほか、別表各号のいずれかに該当する事業であって、東日本大震災からの円滑かつ迅速な復興に特に必要な事業として知事が認めるもの

（平二四条例二〇・追加）

（委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

（平二四条例二〇・旧第六項繰下）

別表（第二条関係）

（平二〇条例七一・平二四条例二〇・平二四条例七二・令四条例九・一部改正）

一　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項の道路その他の道路の新設及び改築の事業

二　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項の河川に関するダムの新築並びに堰（せき）の新築及び改築の事業（以下「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの

三　鉄道事業法による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業

四　空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条の空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業

五　電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業

六　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項の産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

七　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

八　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項の土地区画整理事業

九　新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項の新住宅市街地開発事業

十　新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項の新都市基盤整備事業

十一　流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項の流通業務団地造成事業

十二　工場又は事業場の用地の造成の事業

十三　宅地の造成の事業（第八号から前号までに掲げるものを除く。）

十四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号の終末処理場の新設又は変更の事業

十五　工場又は事業場の新設又は変更の事業（第五号、第六号及び前号に掲げるものを除く。）

十六　レクリエーション施設の建設又は変更の事業

十七　土石の採取の事業

附　則（平成一二年条例第二七号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附　則（平成一八年条例第二〇号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四十五条の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附　則（平成二〇年条例第七一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年条例第二〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二四年条例第七二号）

1　この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2　改正後の福島県環境影響評価条例（以下「改正後の条例」という。）第八条、第十六条、第二十三条又は第三十四条の二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）後に行う公告及び縦覧に係る福島県環境影響評価条例第六条第一項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第十四条第一項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、同条例第二十一条第二項に規定する環境影響評価書又は同条例第三十四条に規定する報告書について適用する。

3　改正後の条例第八条の二（改正後の条例第十七条第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

附　則（令和四年条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和八年条例第五七号）

この条例は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日から施行する。